公共サービス改革法に基づく民間委託調査(農林水産省所管)の評価等 に関する検討会開催要領

平成20年3月27日農林水産省大臣官房統計部

1 目的

「競争入札の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号。 以下「公共サービス改革法」という。)に基づき、民間競争入札の対象とする調査に ついて、同法に基づく民間競争入札実施要項の策定等を行うに当たり、検討委員たる 外部専門家から具体的かつ専門的知見を得ることを目的とする。

2 検討事項

- (1) 「公共サービス改革法」に基づく実施要項の策定に当たって定めるべき要件等の検討
- (2) その他

3 構成

検討会は、別紙に掲げる外部専門家をもって構成する。

4 運営等

- (1) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、入札の予定価格又はこれ を類推させる事項等を含む事項を検討する場合には、非公開とする。
- (4) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (5) 検討会は、統計部長が主催し、その庶務は、統計部統計企画課において行う。